

平成30年度公益財団法人中央果実協会公募事業
果実輸出支援強化事業実施要領

1 事業の目的

国産果実の海外での需要を拡大するため、低コストで海外の消費者に提供することが出来る船便を利用し、品質を維持しながら安定的に供給する果実の海上輸送体制を確立するための取組を支援する。

2 事業の内容

国産果実を船便により低コストで安定的に品質を維持しながら海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナの効率的な活用や、長時間輸送に適した鮮度保持技術・輸送資材の開発・実証を支援するため、以下の事業を行う。

(1) 果実輸出効率化支援事業

リーファーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証の取組を支援する。

① 検討会の開催

本事業を実施するための事業計画の策定、実態調査・実証試験の進捗管理等、本事業の取組を円滑かつ効果的に進めるため、流通事業者、農業者団体、学識経験者、その他関係者を参加者とする検討会を開催する。

② 効率的な輸出の実証試験の実施

検討会での結果を踏まえ、リーファーコンテナの往復利用や輸出先国及び輸出時期が同一である産地の連携による混載輸送等効率的な物流実証試験を実施する。

③ 報告書の作成

本事業で取り組んだ内容を報告書にまとめる。

(2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等の開発に係る検討、検討結果を踏まえた技術等の開発・応用による試作等、開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術の実証の取組を支援する。

① 検討会の開催

本事業を実施するための事業計画の策定、試作品の開発及び実証試験の進捗管理等、本事業の取組を円滑かつ効果的に進めるため、流通事業者、農業者団体、学識経験者、その他関係者を参加者とする検討会を開催する。

② 技術等の開発・応用による試作等

検討会での結果を踏まえ、鮮度保持技術の開発、資機材の試作品の製作を実施する。

③ 鮮度保持・品質劣化防止技術の実証試験

開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術、資機材の試作品の実証試験を実施する。

④ 報告書の作成

本事業で取り組んだ内容を報告書にまとめる。

3 事業実施者

①生産出荷団体、②生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、資機材製造業者等及び③生産者、生産出荷団体、物流事業者、資機材製造業者等で構成する協議会とする。

4 事業の実施期間

平成31年2月28日まで

ただし、事業開始日は、補助金交付決定日以降とする。

5 事業の実績報告

別紙様式(3)実績報告兼補助金支払請求書により平成31年3月8日までに公益財団法人中央果実協会(以下「中央果実協会」という。)に報告する。

6 補助率、補助額の上限

補助率は1/2以内とする。補助額は2の(1)の事業、2の(2)の事業ともに概ね5,000千円を上限とする。

7 補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、次のとおり。

(1) 果実輸出効率化支援事業

印刷製本費、使用料及び賃借料費、旅費、謝金、賃金、コンテナ、冷蔵倉庫及び各種計測機器の借上費、実証用果実費、輸送費、委託費、役務費(分析費、加工費等)、消耗品費、通信運搬費、水道光熱費等。

(2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

印刷製本費、使用料及び賃借料費、旅費、謝金、賃金、技術の開発や試作品製作に係る資機材費、コンテナ、冷蔵倉庫及び各種計測機器の借上費、実証用果実費、輸送費、委託費、役務費(分析費、加工費等)、消耗品費、通信運搬費、水道光熱費等。

また、本事業の事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。この場合、委託費の上限は事業費の総額の2分の1以内とする。

8 事業の実施に係る留意事項

(1) 事業の申請時に、連携を確認できる書類を添付する。

なお、連携を確認できる書類は、事業計画承認申請時に添付することを原則とするが、やむを得ない場合は、採択後、補助金交付申請書の提出時まで提出することとする。

(2) 取引価格については本事業の取組により合理的な価格形成を行うこととし、不当な利益又は損害を得る者が無いようにする。

9 事業実施者の公募

(1) 上記の事業を実施するため、公益財団法人中央果実協会事業公募要領(以下「公募要領」という。)及び本実施要領に従い、適切な団体・機関を公募する。

(2) 応募しようとする者は、公募要領等に従い、別紙様式(1)の事業計画承認申請書に必要事項を記入し、7部(うち代表者印のある書類は1部)を中央果実協会に提出する。

なお、事業実施者が都道府県の区域を越えないでこの事業を行う場合にあっては、都道府県法人に提出するものとする。

(3) 事業計画の採択に当たっては、公募要領に基づき審査するほか、多数の応募者があり、応募額の合計が予算額を超える場合は、以下の観点から審査の上、適切なものから採択

する。

ア 本事業による成果が生産者の再生産価格の確保及びその理解醸成に資するものであること。

イ 事業実施計画に沿って、事業を的確に実施できると見込まれること。

ウ 本事業に係る事業及び経理の執行において、適切な管理体制及び処理能力を有すること。

(4) 審査の結果、採択された場合は、速やかに別紙様式(2)の補助金交付申請書を提出する。

10 その他

(1) 本事業の補助金には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等が適用される。

(2) 事業実施者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければならない。

(3) 事業実施者は、経理担当者を置き、補助金を区分経理し、適正な管理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管等財産の取得及び管理など)を行うこととする。

(4) 補助対象経費であっても、領収書等その明細が明らかでないものについては、補助金を支出しない。

11 事業の内容についての問い合わせ先

(公財)中央果実協会 横井、今井

電話 03-3586-1381